その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十五年四月十二日
防衛大臣　小野寺五典
日時　平成二十五年四月二十四日（予備、同月二十五日及び同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十五年四月十二日
防衛大臣　小野寺五典
日時　平成二十五年四月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇五〇〇から一九〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月十二日
東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大仙市北楢岡字中野三六九番一から同市北楢岡字船戸五九三番まで	前	一五・二〇～一二六・〇〇（メートル）	一・七八〇（キロメートル）
	後	一五・二〇～一二六・〇〇（メートル）	一・七八〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月十二日
関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	茅ヶ崎市西久保字上ノ町一五六九番一から神奈川県高座郡寒川町宮山四七六七番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十四日

○関東地方整備局告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月十二日
関東地方整備局長　森北　佳昭

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
茅ヶ崎市西久保字上ノ町一五六九番一から神奈川県高座郡寒川町宮山四七六七番一五まで	一一・七三～三八〇・〇六（メートル）	五・四九六（キロメートル）

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月十二日
中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前 A	九・五〇～一八〇・〇（メートル）	四三・四八六（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一四・〇～九七・〇	二・八七五	
	前 C	二一・〇～三五・〇	五・七八九	
	前 D	一・〇～一一・〇	五・八五七	
	後 A	九・五〇～一八〇・〇	四三・四八六	
	後 B	一四・〇～九七・〇	二・八七五	
	後 C	二一・〇～三五・〇	五・七八九	
	後 D	一・〇～一一・〇	五・八五七	
	後 E	一〇〇・〇～一二五・〇	九・〇〇四	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所